【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（算定基準有価証券）

**第三十三条の五の二**　法第百七十二条の二第一項第二号イに規定する政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれかを発行しているときの当該有価証券とする。

一　法第二条第一項第八号に掲げる有価証券（新優先出資引受権を表示する証券を除く。）

二　法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除く。）

三　法第二条第一項第十三号に掲げる有価証券

四　法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（次号に掲げるものを除く。）

五　有価証券信託受益証券（株券、優先出資証券又は前各号若しくは次号から第十号までに掲げる有価証券を受託有価証券とするものに限る。）

六　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は第一号若しくは前三号に掲げる有価証券の性質を有するもの

七　法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券

八　法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券若しくは前各号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（有価証券投資事業権利等に該当するものに限る。第十一号において同じ。）に係るオプションを表示するもの

九　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる権利を表示するもの

十　株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十一　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（算定基準有価証券）

**第三十三条の五の二**　法第百七十二条の二第一項第二号イに規定する政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれかを発行しているときの当該有価証券とする。

一　法第二条第一項第八号に掲げる有価証券（新優先出資引受権を表示する証券を除く。）

二　法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除く。）

三　法第二条第一項第十三号に掲げる有価証券

四　法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（次号に掲げるものを除く。）

五　有価証券信託受益証券（株券、優先出資証券又は前各号若しくは次号から第十号までに掲げる有価証券を受託有価証券とするものに限る。）

六　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は第一号若しくは前三号に掲げる有価証券の性質を有するもの

七　法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券

八　法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券若しくは前各号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（有価証券投資事業権利等に該当するものに限る。第十一号において同じ。）に係るオプションを表示するもの

九　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる権利を表示するもの

十　株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十一　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利

（改正前）

（算定基準有価証券）

**第三十三条の五の二**　法第百七十二条の二第一項第二号イに規定する政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれかを発行しているときの当該有価証券とする。

一　法第二条第一項第五号の三に規定する有価証券（新優先出資引受権を表示する証券を除く。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に規定する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除く。）

三　法第二条第一項第七号の四に規定する有価証券

（四、五　新設）

四　法第二条第一項第九号に規定する有価証券で、株券、優先出資証券又は第一号若しくは前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

五　法第二条第一項第十号に規定する有価証券

六　法第二条第一項第十号の二に規定する有価証券で、株券、優先出資証券若しくは前各号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第五号までに掲げる権利に係るオプションを表示するもの

七　法第二条第一項第十号の三に規定する有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる権利を表示するもの

八　株券、優先出資証券又は第一号から第五号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

九　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第四号までに掲げる権利

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】

（改正後）

（算定基準有価証券）

**第三十三条の五の二**　法第百七十二条の二第一項第二号イに規定する政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれかを発行しているときの当該有価証券とする。

一　法第二条第一項第五号の三に規定する有価証券（新優先出資引受権を表示する証券を除く。）

二　法第二条第一項第七号及び第七号の二に規定する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除く。）

三　法第二条第一項第七号の四に規定する有価証券

四　法第二条第一項第九号に規定する有価証券で、株券、優先出資証券又は第一号若しくは前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

五　法第二条第一項第十号に規定する有価証券

六　法第二条第一項第十号の二に規定する有価証券で、株券、優先出資証券若しくは前各号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第五号までに掲げる権利に係るオプションを表示するもの

七　法第二条第一項第十号の三に規定する有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる権利を表示するもの

八　株券、優先出資証券又は第一号から第五号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

九　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第四号までに掲げる権利

（改正前）

（新設）